

函館市 EC 活用支援事業補助金 Q&A

令和5年8月9日

Q.1 本補助金を利用して会社案内や会社概要ページの開設・リニューアルを行っても良いですか。

A. 会社案内や会社概要ページのリニューアルは補助対象外です。これらとECページのリニューアルと同時に実施する場合は、ECページ部分のみが補助対象となりますので、経費の内訳を分けて見積書・領収書等を作成するよう依頼してください。

Q.2 商材写真撮影に係る経費のみを申請しても良いですか。

A. ECサイトに掲載する商材写真撮影のみの申請も可能です。ただし、補助対象となるのは自社で製造した食品のみです。この場合、実績報告時には補助事業で撮影した写真が掲載されているECサイトの写しを提出してください。(リニューアルの場合は、リニューアル前後の写しを提出してください。)

Q.3 自社のECサイトで自社製品と一緒に他社製品を販売する場合は、補助対象となりますか。

A. “自社で製造した食品”が商品の半数以上を占めている場合は補助対象とします。ただし、商材写真撮影等に係る経費は自社で製造した食品のみが補助対象です。

Q.4 食品と一緒に食品以外の製品を販売する場合は、補助対象となりますか。

A. “自社で製造した食品”が商品の半数以上を占めている場合は補助対象とします。ただし、商材写真撮影等に係る経費は自社で製造した食品のみが補助対象です。

Q.5 モールの月額出店料は6ヶ月分一括前払いなのですが、補助対象期間中に支払った場合は補助対象となりますか。

A. 月額費は6ヶ月相当額まで対象経費となります。この6ヶ月は交付決定から事業完了までの間の期間としてください。例えば、10月1日～3月31日までが補助対象期間の場合、10月分～3月分までの6ヶ月相当額は対象となります。1月からモール出店を行った場合は、1月分～3月分までの3ヶ月相当額が補助対象となります。

Q.6 ウェブ広告のうち、売上に応じた課金型広告は対象となりますか。

A. 課金型広告も対象となります。補助事業の完了期日までに支払いが終わった広告費のみが補助対象となります。